

沿岸広域振興局長告示第13号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

令和3年3月19日

沿岸広域振興局長 森 達也

- 1 路線名 大船渡綾里三陸線
- 2 供用開始の区間 大船渡市三陸町綾里字殿畑29番442地先から字館ヶ森86番10地先まで
- 3 供用開始の期日 令和3年3月19日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター
 - (2) 期間 令和3年3月19日から同年4月19日まで